○関東地方整備局告示第四百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十号　茅野市宮川字仲田五八一〇番一一から同市宮川字家下四五〇三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十号　笠間市石井字東乙三番一から同市石井字石崎一八四〇番まで　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市須和田一丁目一七七番三地先から同市平田二丁目一三五三番六八まで	前	〇・〇〇～一二八・七メートル
	後	五六・〇〇～一三三・五〇　一・三九五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市菅野五丁目一七五二番二地先から同市菅野三丁目一八一三番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十五日

○近畿地方整備局告示第二百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地字下風早四六番一から同町大字西ノ地字上風早九番一一まで	前	九・八九～一八・三五メートル
	後	一一・〇〇～一八・三五　〇〇・二一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大村市武留路町五番一から同市松原二丁目三三一番一まで	前	五四・五〇～七一・五〇メートル
	後	六五・〇〇～七六・〇〇　〇〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十四号　大村市武留路町五番一から同市松原二丁目三三一番一まで　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

五十七号及び二百五十一号　雲仙市小浜町北野字下折地三九九番一から同市小浜町北野字上古賀五一四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　〃

〃　雲仙市千々石町甲字床田二五〇番三から同市千々石町甲字床田二四六番三まで　〃

供用開始の期日　平成二十二年十二月十五日

○北海道開発局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十五日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十四号　北海道厚岸郡浜中町茶内橋北西八番一から同町茶内橋北東九番一まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月十五日